

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【公開番号】特開2006-34472(P2006-34472A)
 【公開日】平成18年2月9日(2006.2.9)
 【年通号数】公開・登録公報2006-006
 【出願番号】特願2004-216673(P2004-216673)
 【国際特許分類】

A 4 7 C 27/00 (2006.01)

A 6 1 G 7/05 (2006.01)

【F I】

A 4 7 C 27/00 A

A 4 7 C 27/00 C

A 6 1 G 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月10日(2007.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発泡クッション材からなるマットレス本体が、人体の頭部部分を受ける箇所と、背中・腰部部分を受ける箇所と、脚部部分を受ける箇所に分割されて、それぞれの接合部で三つ折り可能とされ、

マットレス本体の少なくとも背中・腰部部分を受ける箇所に形成された収容空間部内に、流動性物質を収納した流動性物質収納バッグが収容されることを特徴とするマットレス。

【請求項2】

流動性物質収納バッグは、一枚の支持板に取付けられて支持板とともに防水カバーで覆われて密封され、且つ防水カバー内がエア抜きされた状態で、マットレス本体の収容空間部内に収容されることを特徴とする請求項1に記載のマットレス。

【請求項3】

流動性物質収納バッグは、腰部部分を受ける箇所のバッグと、背中部分を受ける箇所のバッグとの少なくとも二つのバッグに分割して構成したことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のマットレス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するため本発明は、マットレス本体を、人体の頭部部分を受ける箇所と、背中・腰部部分を受ける箇所と、脚部部分を受ける箇所に分割して、それぞれの接合部で三つ折り可能とし、マットレス本体の少なくとも背中・腰部部分を受ける箇所に収容空間部を形成し、この収容空間部内に、流動性物質を収納した流動性物質収納バッグを収容するようにした。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また本発明では、流動性物質収納バッグを、一枚の支持板に取付けて支持板とともに防水カバーで覆って密封し、且つ防水カバー内のエア抜きした状態で、マットレス本体の収容空間部内に収容するようにした。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このように、流動性物質収納バッグを一枚の支持板に取り付け、その周囲を防水カバーで覆うことにより一体化すれば、マットレス本体の収容空間部内で流動性物質収納バッグの姿勢が安定し、しかもバッグの外皮が破損しても防水カバーで流動性物質の漏洩を防止できる。この際、支持板としては、ある程度の柔軟性と剛性があり、また、耐久性のある材料が好ましく、例えば発泡ポリエチレン樹脂板等が好適である。また、防水カバーの材質は、水等を通さないシートであれば良く、特に塩化ビニル系のシートは加工性や透湿性に優れているため好ましい。

また、防水カバーの周縁部を封止して内部を密閉し、防水カバー内をエア抜きすることにより、防水カバーと流動性物質収納バッグや支持板とが一体的に密着するようになり、使用時や運搬時などに防水カバー内で流動性物質収納バッグが動き回り、該バッグが破損するような不具合を抑制できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明に係るマットレスは、水等の流動性物質を収納する流動性物質収納バッグを備えたマットレスを容易に運搬できるようにされ、また運搬中に流動性物質収納バッグの姿勢等が安定し、破損等によって流動性物質が漏れ出すことがないようにされており、少なくとも褥瘡のおきやすい箇所には流動性物質収納バッグを使用している。そして本実施例では、流動性物質として水を採用している。よって、以下の実施形態のマットレスについては、流動性物質を収納した流動性物質収納バッグを、ウォータバッグで構成した場合のマットレスについて説明する。